

ケア輸送サービスの運賃及び料金

一. 料金及び運賃表

ケア輸送サービスにおける運賃の適用は、自動認可運賃の G 運賃（時間制運賃）とする。
時間制運賃は、15 分単位とし、15 分未満の端数が生じた場合は、切り上げるものとする。

(i) 基本運賃

車種区分	時間	運賃
特定大型車	15 分毎	1490 円
大型車	15 分毎	1410 円
中型車	15 分毎	1170 円
小型車	15 分毎	1005 円

二. 運賃料金の割引

- (ア) 身体障害者割引・・・・・・・・・・ 1 割引
- (イ) 知的障害者割引・・・・・・・・・・ 1 割引

三. 適用方法

(1) 車種の定義

(ア) 特定大型車

道路運送車両法施行規則第 2 条に定める普通自動車及び小型自動車で乗車定員 7 名以上のもの。
但し、寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車を除く。

(イ) 大型車

道路運送車両法施行規則第 2 条に定める普通自動車のうち排気量 2 リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員 6 名以下のもの。
寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車で乗車定員 7 名以上のもの。

(ウ) 中型車

道路運送車両法施行規則第 2 条に定める普通自動車のうち排気量 2 リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもので乗車定員 6 名以下のもの及び同条に定める小型自動車のうち、自動車の長さが 4.6 メートル以上で、かつ乗車定員 6 名以下のもの。
寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車で乗車定員 6 名のもの。

(エ) 小型車

道路運送車両法施行規則第 2 条に定める小型自動車のうち、自動車の長さが 4.6 メートル未満で、かつ乗車定員 5 名以下のもの。
寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車で乗車定員 5 名以下のもの。
同条に定める軽自動車で、運行時に寝台又は車椅子を固定することの出来る設備を有する特殊用途自動車。

(オ) ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。

(2) 運賃料金の適用方法

(ア) 時間制運賃

時間制運賃は営業所を出発し、旅客の運送を終了するまでの実拘束時間に応じた運賃とする。
但し、旅客の運送を開始する場所が営業所から半径 10Km 以内にあるときは、旅客の運送を開始した時間から終了するまでの時間に応じた運賃とする。

(イ) 運賃料金の割引

- ① 身体障害者及び知的障害者の割引は、身体障害者福祉法（昭和24.12.26付け）第15条に基づく身体障害者手帳、又は療育手帳制度（昭和48.9.27付け厚生事務次官通知）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けたもので当該手帳を呈示したときに適用する。
- ② 割引の対象運賃は身体障害者、又は知的障害者自身が乗車した区間の運賃とする。
- ③ 運賃料金の額は、(ア)により算出された額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額とする。

四. 運賃の收受方法

時間制運賃の收受にあたっては、車内に設置してある時計で運賃計算を行うこととする。

五. 高速自動車国道及びその他有料道路における通行料金・使用料金等は、その実費について旅客の負担とする。

六. 適用する地域

青森県全域とする。